

相続対策としてのアパート建替えと 生前贈与の活用事例 ①

生前贈与の活用事例

税理士法人・加藤会計事務所

回アパート経営研修

第5回アパート経営研修会 (10月23日実施)より

昨年10月に開催された第5回アパート経営研修会で、小笹倫幸税理士が講義した相続税対策についての話を2回に分けて掲載します。第1回目は、相続税対策の一環として生前贈与を行う時の注意点です。

生前贈与の原則

■贈与税と相続税の基礎控除額比較

贈与税	相続税
年間110万円 基礎控除額	5,000万円+1,000万円×法定相続人の数

■税率比較		
贈与税の課税対象金額	税率	相続税の課税対象金額
200万円以下	10%	1,000万円以下
300万円以下	15%	3,000万円以下
400万円以下	20%	5,000万円以下
600万円以下	30%	1億円以下
1,000万円以下	40%	3億円以下
1,000万円超	50%	3億円超



相続税と贈与税にはそれぞれ有利不利があります。相続税対策としてどちらを適用するか判断する前に、相続税が掛かるのかを確認することと、借金も含めた財産目録一覧を作成することをお勧めします。表（上段）の通り、贈与税は相続税より税率が高く、基礎控除額が少ないので、贈与する場合は適切な額を考えて、繰り返し行うのが成功のポイントです。

相続税が掛からない見込みなら相続時精算課税（65歳以上のお親から20歳以上の子への贈与、財産の移転については、2500万円までは贈与税を課税しない）制度を検討するのもいいでしょう。ただし、この制度の適用を受けるためには贈与税の確定申告期限までに、この制度を選択する旨の届出書を贈与税の申告書に添付して提出する必要がありますので、必ず税務署または税理士に相談してください

そこで贈与をする際の注意点をいくつか述べます。まず、贈与とは契約により成立するので、双方の合意が必要だということ。例えば孫の名義で定期預金というのは、認められないことが多い。

では贈与の契約成立といふのはいつなのかという問題ですが、口約束であれば履行日、書面契約の場合は作成日、登記・登録が必要な場合はその時です。ただし、贈与契約とは双務契約なので、一方が自分の財産を「ただであげますよ」といい、相手方が「はい、頂きましょう」といつて初めて成立するわけです。なので当然のことですが、どちらかが知らないとつたことはあり得ません。どこの国の前総理大臣に教えてあげてください（笑）。

また、贈与の際には、金額、日付を変更するなど、連年贈与と認定されないような

いいます。みなし贈与の代表的なものが生命保険。満期保険金の場合も死亡保険金の場合も、保険料を負担した人が受け取る人によって課税関係が異なります。受取人については所得税が掛かたり相続税が掛かたりしますので表（下段）を参照しながら加入している保険の契約関係を再確認してみてください。

その際に留意していただきたいのは、所得税の方が贈与税よりも払う税金は少ないということと、受取人を変更するだけで相続税対策になる場合があるということ。また、相続税対策にはなりませんが、相続人以外に財産を渡す方法として、相続人以外を受取人とした生命保険契約を結んでもおくこともできます。

皆様のような家主様が気を付けておきたいのは、アパートを譲渡する場合の価格。第三者間の譲渡であれば、互いに合意して決めた金額なので、

◆編集後記

■満期保障金の場合

適用保険料の項目				
	保険料負担者	被保険者	保険金受取人	かかる税金
①	本人	本人	本人	所得税
②	本人	本人	他人(妻や子等)	贈与税
③	本人	他人(妻や子等)	本人	所得税

■死亡保険会の提会

■死亡保険金の場合				
	保険料負担者	被保険者	保険金受取人	かかる税金
①	本人	本人	相続人	相続税(非課税枠有)
②	本人	本人	相続人以外	相続税(非課税枠無)
③	本人	他人(妻や子等)	本人	所得税
④	本人	他人(たとえば孫)	他人(妻や子等)	贈与税

アパート経営にも朗報でした。今年度中にエコ断熱改修工事を実施するとエコポイント（補助金）が支給されます。一昨年より当社で進めている、築25年以上の建物の2部屋を1部屋に改修するなどの大型改修工事も、一昨年12月以降はエコポイント対象の改修工事として実施し、室内が新築物件同様に暖かくなり、入居率もアップしています。

また、築20年前後で入居率が低下しつつある建物の中型改修として、エコポイントがつく断熱工事（断熱サッシ等に交換）や、キッチンなど水回りの入れ替えを行いましたが、こちらも入居者から大変好評です。

9号 平成23年
1月1日 発行 ウェイクアップ
コーチサービス(有)
09 5中央区南9条西4丁目6-3
1-512-3311 FAX011-512-0253

謹賀新年

(有)ウェイクアップ 代表取締役社長 塩田純一

新年おめでとうございます。
平素は当社の業務に一方ならぬご指導、ご鞭撻を賜り、

エコボイント制度などは一時的にせよ景気回復策となり、アパート経営にも朗報でした。

A detailed illustration of a plum blossom branch. The branch curves from the left side of the frame towards the right. It is adorned with numerous small, round, pink buds and several larger, more open pink flowers with distinct five-petaled shapes and yellow centers. The background is a soft, out-of-focus green, suggesting a natural setting.

介業者は広告料金が月分出でないと成約に至らない時代です。当社がエコポイントを利用した改修工事を皆様にお勧めするのも、デフレを上手く利用して設備投資を進め、他社の競合物件との差別化を図るという狙いがあります。

ただし物件の条件により対策も異なり、築10年未満の建物でも家賃の見直しや設備の追加などをご相談させていただくケースもあります。築20年以上の物件で空室が増加している建物を所有する家主様には、昨年完成した木造・鉄筋マンションの入居状況をお知らせして、今年完成する物件の現場見学をお勧めしています。建替えまで予定していない家主様には、小さな2部屋を1部屋に改修して、成約が順調に決まったケースが17世帯ほどありますので、そう

確かに建替えや改修工事には費用が掛かりますが、中・長期的な視野に立てば、入居率が安定することで減価償却による節税と後継者への相続対策にもなります。政治状況がどう変わろうとも、ここ数年の中に消費税増税は避けられないことでしょう。その時に後悔しないためにも、今年と来年が当社・家主様にとって、大きなチャンスの時ではないでしょうか。これからは入居者の賃貸経営は入居者に選ばれる経営と企画提案が必要な時代です。当社も皆様にとつて、経営の良きパートナーでありたいと願つております。

A close-up photograph of a branch of plum blossoms (梅) with several pink flowers and buds, set against a dark background.

